

埼玉県知事 殿

日付は提出日を記入。

平成 年 月 日

**受給資格認定申請する場合は、こちらに
✓点チェックを記入してください。**

受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」）

**受給資格が認定されている場合は、こちらに
✓点チェックを記入してください。**

収入状況届出書（2回日以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、

不申請の届出書 **申請しない場合は、こちらに✓点
チェックを記入してください。**

道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が507,000円以上又はその他理由により、就学支援金の受給資格の認定を申請しません。（その場合、授業料を納付する必要があります。）
な（）の場合は、以下の確認チェック欄、太枠（生徒情報）までを
記入してください。【欄以降の記入及び証明書等の添付提出は不要です。
の□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

**必ず□に✓点チェックを
記入してください。**

（次の事項を必ず確認の上、□にレ印を付けてください。）

この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ないこと。
また、この申請書又は届出書に虚偽の記載を
給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以
罰金等に処されることがあることを承知していま

**学年・組・出席番号、生
徒氏名、ふりがなを記入。**

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。本人に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

科年組番	普通科 3 年 1 組 15 番		
ふりがな	さかえきた		たろう
生徒の氏名	姓 栄北	名 太郎	

生徒の生年月日	平成 12 年 11 月 18 日		
生徒の住所	〒 330-08... 埼玉 都道府県 さいたま 市 区町村 大宮区		
保護者等の電話番号	048-6.....(自宅) 090-.....(父・母携帯等)		
生徒が在学する 学校の名称	栄北高等学校		

**生徒の生年月日、住所、
保護者の連絡先の記入。**

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 私立 栄北高等学校	平成 年 4 月 1 日 ～ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科 ①高等学校(全日制)
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの口にレ印を付けてください。)

4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付) 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する書類 (次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)

**①～⑦の項目については、該当する箇所に、
✓点チェックや人数等を記入してください。**

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親) 2名分 の課税証明書等を添付する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長, 児童福祉施設の長である場合は, ④から⑦までのいずれかの □レ印を付けてください。)
		<input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり, 道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		<input type="checkbox"/> イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど, 道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合
	<input type="checkbox"/>	ウ ・離婚, 死別等により親権者が1人の場合, ・親権者が存在するものの, 家庭の事情によりやむを得ず, 親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず, 未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は, 全員分。ただし, 未成年後見人が, 法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は, その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合, ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者, 未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり, ・成人に達している場合, ・未成年であるが, 道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等
(2) - 2 次の理由により, 課税証明書等を添付しません。		
⑥	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者, 未成年後見人又は主たる生計維持者)であるが, 未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されていない場合
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者, 未成年後見人, 主たる生計維持者又は生徒本人(生徒本人)が, 道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合

収入の証明書を提出した方の、氏名と生徒との続柄の記入。保護者のみ提出であれば1人の記入のみ。保護者2人の提出であれば2人の記入が必要。

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
栄北 一郎	父	栄北 花子	母

※収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別, 養子縁組等による保護者等の変更があった場合には, 支給額が変更となることがありますので, 必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】 (必ずレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに, 就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入。)

※学校使用欄 (記入は不要です)

所得状況	保護者所得割額	市町村民税	円
		道府県民税	円
	配偶者所得割額	市町村民税	円
		道府県民税	円
	合計		円

備考

道府県民税及び市町村民税所得割額の合算額	基準	月割金額※
1 生活保護世帯	2.5倍	24,750円
2 非課税世帯	2.5倍	24,750円
3 所得割合算額(85,500円未満)	2倍	19,800円
4 所得割合算額(257,500円未満)	1.5倍	14,850円
5 所得割合算額(507,000円未満)	1倍	9,900円
6 所得割合算額(507,000円以上)	—	—

※ 2・3年生の基準2.5倍月割上限額は24,000円

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。
- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】 (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(2)④から⑥までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】 (2)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】 (2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ハ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ニ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ホ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。

ヘ 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

ト 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

「課税証明書」・「所得証明書」での税額の確認方法

この表の裏面に印字されている
 正防止処置を施してあります。

平成○年度 市民税・県民税 所得非課税証明書

〈さいたま市見本〉

賦課期日住所 (1月1日) 埼玉県さいたま市見沼区

賦課期日氏名 (1月1日) 見沼区 第○号

平成	年中の合計所得金額	課税額
合計所得金額		住民税課税額合計
総所得金額等		(内) 市民税所得割
** 以下余白 **		(内) 市民税均等割
		(内) 県民税所得割
		(内) 県民税均等割
		** 以下余白 **

※ 配偶者非課税の場合であっても、保護者と配偶者2名分の証明書の提出をお願いいたします。

各①～⑥記載項目確認内容

- ①…平成30年度であること(保護者全員)。
- ②…市町村民税所得割額が記載されていること。
- ③…道府県民税所得割額が記載されていること。 ※ ②と③の合算額(保護者全員)を、基準要件等に該当しているか確認。
- ④…16歳以上19歳未満の扶養者がいる場合、扶養人数欄その他等に扶養人数が記載されていること。
- ⑤…16歳未満の年少扶養者がいる場合、摘要備考欄等に年少扶養人数が記載されていること。
- ⑥…「一人親世帯」の場合、余白に「一人親世帯」と鉛筆で記入すること。

注) なお、この様式はさいたま市の所得証明書の見本となります。各市町村によって、証明書の様式や記載内容項目等が異なりますので、別紙民税所得割額記載証明する名称一覧ご参照や役所窓口にてお問合せご確認のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

該当区分等	控除対象配偶者		扶養人数			障害人数		本人該当		当			
	有	無	特定	老人	その他	特別	普通	障害	未成年	老年者	勤労学生	寡婦	寡夫
	一般	老人		内同居	その他	内同居		特別	普通			一般	特別
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

上記のとおり相違ないことを証明します。
 平成 年 月 日

※証明書については、マイナンバーが記載されていないものをお願いいたします。
 記載されている又はされてしまった場合には、マイナンバー部分を黒マジック等で塗りつぶしてください。



摘要

** 以下余白 **

この証明書にはすかし等の下

県内市町村別・住民税所得割額記載証明する名称一覧

	市町村名	課税証明書等の名称
あ 行	上尾市	課税（非課税）証明書
	朝霞市	市・県民税課税所得証明書
	伊奈町	所得・（非）課税証明書
	入間市	課税証明書
	小鹿野町	町県民税所得課税証明書
	小川町	住民税決定証明書
	桶川市	課税（非課税）証明書
	越生町	住民税決定証明書
か 行	春日部市	課税（非課税）証明書
	加須市	市民税・県民税課税・非課税証明書
	神川町	所得・課税（非課税）証明書
	上里町	課税証明書
	川口市	課税（非課税）証明書
	川越市	課税証明書
	川島町	町・県民税課税証明書
	北本市	市県民税課税（所得）証明書
	行田市	所得課税証明書
	久喜市	市民税・県民税所得証明書
	熊谷市	市民税県民税所得証明書・非課税証明書
	鴻巣市	課税証明書
	越谷市	課税証明書
さ 行	さいたま市	市民税・県民税所得証明書
	坂戸市	課税・非課税（所得）証明書
	幸手市	住民税決定（課税・非課税）証明書
	狭山市	課税・非課税（所得）証明書
	志木市	課税証明書
	白岡市	市県民税課税所得証明書
	杉戸町	住民税決定証明書
	草加市	課税（非課税）証明書
た 行	秩父市	所得課税証明書
	鶴ヶ島市	住民税決定証明書
	ときがわ町	住民税決定証明書
	所沢市	課税証明書
	戸田市	市・県民税課税証明書

	市町村名	課税証明書等の名称
な 行	長瀬町	所得課税証明書
	滑川町	所得・課税証明書
	新座市	所得・（非）課税証明書
は 行	蓮田市	課税証明書
	鳩山町	所得・課税証明書
	羽生市	所得・課税証明書
	飯能市	課税証明書
	東秩父村	所得・課税証明書
	東松山市	住民税決定証明書
	日高市	市民税・県民税（非）課税証明書
	深谷市	課税（所得）証明書
	富士見市	市民税・県民税課税証明書
	ふじみ野市	市民税・県民税課税証明書
本庄市	所得・課税証明書	
ま 行	松伏町	所得・課税・扶養証明書
	三郷市	課税（所得）証明書
	美里町	課税証明書
	皆野町	町県民税課税台帳記載事項証明書
	宮代町	住民税決定証明書
	三芳町	課税証明書
	毛呂山町	課税証明書
	八潮市	課税・所得証明書
や 行	横瀬町	住民税決定証明書
	吉川市	市民税・県民税課税証明書
	吉見町	住民税決定証明書
	寄居町	町県民税課税台帳記載事項証明書
	嵐山町	住民税決定証明書
ら 行	和光市	住民税決定証明書
わ 行	蕨市	市・県民税（非）課税証明書

（平成30年5月現在）

※注意

市町村によっては、16歳未満の年少扶養親族の人数が記載されない場合もありますので、**証明書取得時には、必ずその人数が記載されるよう申請を行ってください。**